

私立幼稚園に係る「東日本大震災」Q & A

質 問	回 答
<p>【被災した幼児の受入れ関係】</p>	
<p>1. 被災した幼児が転園を希望しているが、すでに自分の幼稚園は定員に達している。被災幼児を受け入れても問題はないか。受け入れた結果定員を超過した場合、経常費補助の減額対象とならないか。</p>	<p>被災した幼児の私立幼稚園での受け入れについては、「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の私立学校における就学機会の確保等について（通知）（平成23年4月11日付け23文科高第51号）」において、各学校の状況に応じて、可能な限り受け入れに努めることが望まれること、また、私立学校に対して補助を行っている都道府県においては、その配分の際、被災した幼児児童生徒の転出入に伴う在学者数の増減と定員の関係について、弾力的に取り扱うことが望まれる旨、都道府県等に対し周知しています。</p> <p>国から都道府県に対する私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）は、定員内の実員を補助金額の算定係数にしており、定員超過分については、補助対象となっていないため、減額の対象とはなりません。今回の震災により被災した幼児児童生徒を受け入れるために、幼児児童生徒数が定員超過した場合の国から都道府県に対する補助金の配分方法については、実態を把握した上で今後検討します。</p>
<p>2. 被災した幼児を受け入れようと思うが、通常の入園料、保育料等を減免した場合の補助はないか。</p>	<p>被災により就園、就学が困難となった幼児児童生徒に対し、私立高等学校等授業料等減免補助事業等を通じて、就園、就学に必要な費用を支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を第一次補正予算に計上しましたが、詳細については別途通知等で御連絡します。</p> <p>なお、私立幼稚園が被災した幼児を受け入れた場合の入園料、</p>

	<p>保育料等の扱いについては、「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の私立学校における就学機会の確保等について（通知）（平成23年4月11日付け23文科高第51号）」において、以下の点について都道府県等に対して周知しています。</p> <p>①私立幼稚園において、今回の震災により、幼児の保育料等を負担している者が災害を受け、保育料等の納付が困難な者（被災に伴う転入園者を含む。）に対し、配慮を行うことが望まれること。</p> <p>②都道府県においては、私立幼稚園の行う保育料等の減免に関し、適切な支援を行うことが望まれること。</p>
<p>3. 町が被災したため家族で実家に避難している。避難先で子どもを私立幼稚園に通わせたいのだが、近所の幼稚園や保育所に空きがない場合にはどのようにすればよいか。</p>	<p>避難先の私立幼稚園等への入園を希望する場合には、基本的には希望する園に直接お問い合わせ頂くこととなりますが、近所の園に空きがない場合には、各都道府県に問い合わせをいただき、比較的近い園を探してもらう等の方法が考えられます。</p> <p>被災した幼児の私立幼稚園への受入れについては、「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の私立学校における就学機会の確保等について（通知）（平成23年4月11日付け23文科高第51号）」において、各学校の状況に応じて、定員を超えた受入れも含め、可能な限り受入れに努めることが望まれる旨、都道府県等に対して周知しています。</p>
<p>4. 避難所に避難している子どもたちを、一時的に私立幼稚園で過ごしてもらうための「保育ボランティア」を行っている。保険等を掛けていないため子どもたちが怪我をした際の対応が心配である。独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付対象となるか。</p>	<p>日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるのは、災害共済に加入している被災幼児になります。幼児が災害共済給付に加入していれば、所属園以外の避難先の園において怪我をした場合において、通常の給付手続きよりも弾力的な取扱いとなるように検討しています。</p> <p>災害共済給付の対象とならない場合でも、(財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険等といった他の保険に加入していれば、給付対象となる場合がありますので、詳細については同協会等にお</p>

	問い合わせください。
【幼児の心のケア関係】	
5. 被災した幼児は深い心の傷を負っている。被災幼児及び保護者に対する心のケア等きめの細かい対応を行うための特別な教員や専門家等はどのように手配したらよいか。またそのための支援としてどのようなものがあるか。	<p>被災した幼児に対する心のケアについては、「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の私立学校における就学機会の確保等について（通知）（平成23年4月11日付け23文科高第51号）」において、「被災した幼児児童生徒を受け入れた私立学校においては、臨時健康診断の実施や心のケアを含む健康診断を行う等して、幼児児童生徒の心の健康問題に適切に取り組むとともに、被災地以外の私立学校にあっても、幼児児童生徒の心の健康問題に適切に対応するよう配慮することが望まれること」としてあります。スクールカウンセラー等を募集している都道府県もありますので、都道府県に御相談いただいたり、一般社団法人日本臨床心理士会といった機関にお問い合わせいただく等の方法が考えられます。</p> <p>幼児を含め、被災した児童生徒等の心のケアの充実を図るために、スクールカウンセラー等を派遣するために必要な経費として、第一次補正予算において「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」の経費を盛り込んでいます。この事業により、国公立の小中学校等への派遣とともに、国公立の幼稚園にも派遣ができるよう弾力的な運用を行うこととしています。具体的な運用方法等詳細については、別途通知等で御連絡します。</p>
【被災した幼児・家庭への経済的支援関係】	
6. 大震災の影響により夫が失職した。子どもを私立幼稚園へ入園させてパート勤務に就こうと思うが、保育料の負担軽減のための補助や助成はないか。	<p>私立幼稚園に通う幼児を持つ保護者の保育料等については、保護者の経済的負担の軽減等を目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する「幼稚園就園奨励費補助」を実施してい</p>

	<p>ます。</p> <p>特に、被災した幼児に対する幼稚園就園奨励事業の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震により被災した園児に対する幼稚園就園奨励事業について（平成23年3月31日付け幼児教育課事務連絡）」等において、弾力的な対応を地方公共団体をお願いしています。具体的な補助制度等については「就園奨励事業」を実施する各地方公共団体において決定されるものと承知しています。</p> <p>また、第一次補正予算において、被災により就園支援が必要となった幼児に対し支援を行う「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の創設を盛り込んでいます。当該交付金の具体的な運用方法等詳細についても、別途通知等で御連絡します。</p>
<p>7. 残念ながら園の管理下において園児が死亡した。天災を起因とするため原則として対象外となっている独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象について、今回の大震災についての特例措置はないか。</p>	<p>災害共済給付制度の根拠となる日本スポーツ振興センター法施行令においては、多数の住民が被害を受ける非常災害による場合は、制度の破綻を回避するため「災害共済給付を行わない」としてされていますが、東日本大震災の被害状況等を踏まえつつ、加入者の掛金により成立している共済制度の性格、災害共済給付を実施する日本スポーツ振興センターにおける資金の調達方法、学校の管理下か否かにより扱いが異なることに対する公平性等の課題について、どのような対応ができるか枠組み作りを含めて検討中です。</p>
<p>【施設設備の復旧・復興関係―復旧・復興経費支援】</p>	
<p>8. 被災した私立幼稚園を復旧させるためには多額の資金が必要であるが、補助、融資はどのようになるのか。</p>	<p>私立学校における校舎等の復旧に要する工事費等の二分の一以内を国が補助するため、必要な経費を第一次補正予算に計上しています。地方公共団体が単独で災害復旧事業に対し補助（国からの補助金を財源とするものを除く。）を行っている場合、当該補助と文部科学省の私立学校施設災害復旧事業を併用すること</p>

	<p>も可能です。残り二分の一の幼稚園設置者が負担する施設設備の復旧に係る経費は、日本私立学校振興・共済事業団が行っている融資の対象となります。なお、借入の際の利子の負担軽減を図るために、日本私立学校振興・共済事業団が、無利子・長期低利融資を実施するために必要な経費を第一次補正予算に計上していますので、具体的な運用方法等詳細については別途通知等で御連絡します。</p>
<p>9. 町自体が津波で消滅してしまった。従前の土地において園の再興は不可能であると考えられる。私立幼稚園を続けるために代替地に移転する場合でも復旧のための補助は受けられるか。</p>	<p>従前の土地以外に園舎等を整備する場合、補助の在り方については現在検討中です。なお、代替地の取得費用については補助対象外です。</p>
<p>10. 園舎が被災し、修復まで時間がかかることから住民からの要望を踏まえ、仮設園舎を設置したいが、どのような手続きが必要か。また、仮設園舎設置に対する助成措置はあるか。</p>	<p>仮設園舎の設置に係る具体的な事務手続きについては、都道府県において決定されるものと承知しています。なお、事務所の所在地の変更等、寄付行為に変更がある場合には、所轄庁に届け出て認可を受ける必要があります。</p> <p>なお、現在、仮設園舎の設置を災害復旧事業の対象とできるよう検討中です。</p>
<p>11. 従前の土地での早期再興を考えているが、公立並みに事前着工を実施することは可能か。</p>	<p>公立学校と同様、事前着工は可能です。（「東日本大震災により被災した私立学校施設の災害復旧について（平成23年4月11日付け私学助成課事務連絡）」）</p>
<p>12. 津波により一部浸水して教育用の備品等が破損して新たに購入しなければならないが、保護者が負担することが難しい場合の保護者に対する補助はないか。</p>	<p>私立幼稚園に通う幼児を持つ保護者の経済的負担の軽減等を目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する「幼稚園就園奨励費補助」を実施しています。</p> <p>特に、被災した幼児に対する幼稚園就園奨励事業の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震により被災した園児に対する幼</p>

	<p>稚園就園奨励事業について（平成23年3月31日付け幼児教育課事務連絡）」等において、弾力的な対応を地方公共団体をお願いしています。具体的な補助制度等については「就園奨励事業」を実施する各地方公共団体において決定されるものと承知しています。</p> <p>また、第一次補正予算において、被災により就園支援が必要となった幼児に対し支援を行う「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の創設を盛り込んでいますので、具体的な運用方法等詳細については別途通知等で御連絡します。</p>
<p>1 3. 浸水のため絵本など保育に必要な備品が無くなった。教育用備品等を再整備するための助成はないか。</p>	<p>私立学校における備品台帳に記載されている設備（校具、教材、教具、机、椅子等の物品等）についても、校舎等の復旧に対する補助の対象とすることができます。また、教育に必要な物品の購入の補助のため、必要な経費を第一次補正予算に計上していますので、詳細については別途通知等で御連絡します。</p>
<p>1 4. 被災の程度が軽微なため、ガラスの修復、クロスの張替え等を行えば早期復旧が可能と思われる。手持ちの資金では修復が困難なため、修復費用を助成してもらいたいが、時期はいつ頃になる見込みか。</p>	<p>私立学校におけるガラスの修復、クロスの張替え等を含む校舎等の復旧に対する補助については、激甚災害法施行令第37条に基づき、工事費が60万円以上の工事が補助対象とされており、これらに関して概算払を行えるよう検討中です。被災の程度が軽微な場合（私立幼稚園では工事費が60万円未満又は被災時の幼児1人当たり工事費が750円未満）には、災害復旧事業の対象となりませんが、各都道府県の交付要綱等により、当該経費を経常補助の対象としていれば、「私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）」による補助対象とすることができ、国は都道府県において施行された額の二分の一を補助します。詳細は所轄の都道府県において決定されるものと承知しています。</p>
<p>1 5. 園児送迎用バスが津波の被害により廃車となった。バスがあれば早期に再開することができる。園児送迎用バスの購</p>	<p>園児送迎用バスの購入経費については、国立、公立の幼稚園に比して特殊なものでなく、かつ学校教育上不可欠である場合は、</p>

<p>入又は借り上げの助成はないか。</p>	<p>私立学校における災害復旧に対する補助の対象として、当該経費の二分の一以内を国が負担します。また、園児送迎用バスの借り上げに係る経費については、各都道府県の交付要綱等により、当該経費を経常費補助の対象としていれば、「私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）」による補助対象として、当該経費の二分の一以内を国が負担します。</p>
<p>【施設・設備の復旧・復興関係—手続上の課題】</p>	
<p>16. 私立幼稚園の復旧を目指しているが、様々な事務関係書類について、簡素化、共通化は行なわれるか。</p>	<p>私立学校における校舎等の復旧に対する補助については、提出書類の簡素化・省略化を検討中です。</p>
<p>17. 見た目には建物の被害は軽微のようであるが、本当に大丈夫なのか確認するため、建物の安全性の検査を行いたい、どこに相談すればよいか。</p>	<p>建物の安全性の確認のためには、被災度区分判定等の調査がありますが、その実施に当たっては、例えば建築構造の専門技術者がいる設計事務所等に相談することが有効です。</p>
<p>18. しばらくの間、仮設園舎で保育を再開するつもりであるが、幼稚園設置基準を満たすことが難しい。仮設園舎において幼児教育を行う場合に幼稚園設置基準の緩和措置はないか。</p>	<p>仮設園舎は一時的に使用するものであり、幼児教育の実施に著しい影響が生じない範囲であれば、仮設園舎の面積等が幼稚園設置基準を満たさない場合であっても、やむを得ないものと考えています。</p>
<p>【復旧・復興に係る経営面の支援】</p>	
<p>19. 再建したいが、借入金の返済を考えると足踏みしてしまう。借り入れに伴う負担が軽減されるような制度や融資に関する支援措置はないか。</p>	<p>借入の際の利子負担軽減を図るために、日本私立学校振興・共済事業団が無利子・長期低利融資を実施するために必要な経費を第一次補正予算に計上していますので、具体的な運用方法等詳細については別途通知等で御連絡します。</p>
<p>20. 大震災の影響により周辺の子どもが激減した。園を再興すべきか判断するための経営相談に乗ってくれる機関はないか。</p>	<p>園の再興に関する相談を含む一般的な経営相談については、日本私立学校振興・共済事業団経営支援室において対応していますので御相談ください。http://www.shigaku.go.jp/</p>

<p>2 1. 園舎・教職員ともに無事であったが、周辺の多くの幼児が避難してしまった。町の復興とともに園児も戻ってくると思うが、その時まで収入の見込みが立たない。教職員を確保するためには給料の支給が必要である。当面の経営資金に対する支援策にはどのようなものがあるか。</p>	<p>当面の経営資金について、借入の際の利子負担軽減を図るために、日本私立学校振興・共済事業団が無利子・長期低利融資を実施するために必要な経費を第一次補正予算に計上していますので、具体的な運用方法等詳細については別途通知等で御連絡します。</p> <p>また、今回の震災の影響によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために、休業等を実施し、休業に係る手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額の一部が助成される雇用調整助成金の特例を活用することも可能です（東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について（平成23年3月17日付け職発0317第2号））。</p> <p>なお、雇用関係が継続しているものの、今回の震災の影響によって休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない方については、実際に離職しなくても失業給付を受けられる等の特例措置を厚生労働省が発表しています（「東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険失業給付の特例措置について」http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016evg.html）。詳細については、お近くのハローワークや労働局に御相談ください。</p>
<p>【学校法人の運営上の課題】</p>	
<p>2 2. 町が津波の直撃を受けたので、長い期間、町の復興は望めない。教職員を雇い続けることも無理なので廃園や、学校法人の解散を考えている。その際、補助金により建設された施設がある場合の返還の特例制度があるか。また、補助金を含む学校法人の残余財産の処分についての特例は認められるか。</p>	<p>国の補助金により建設、整備した建物等のうち、今回の震災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取壊し並びに建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄を行う場合は、学校法人等からの別添（別紙様式2）による報告により文部科学大臣の承認があったものとみなして処分することができます。（「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認等について（通知）（平成20年7月30日付け20文科初第490号）」）</p>

	<p>報告の方法については、都道府県の私立学校施設の補助金担当部署にお問い合わせ下さい（別紙様式2及び3参照）。</p> <p>なお、私立幼稚園に係る上記以外の財産処分をする場合は、「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認等について（通知）（平成20年7月30日付け20文科初第490号）」に基づき、財産処分の申請が必要になることがあります。詳細については、都道府県の私立学校施設の補助金担当部署に御相談ください。</p>
<p>23. 学校法人立以外の幼稚園であるが、幼児教育における役割は学校法人と同様であるため、学校法人と同様の措置を講じてほしいと考えているが、学校法人立以外の幼稚園に対する支援策はどのようになっているか。</p>	<p>私立学校における校舎等の復旧に対する補助は、宗教法人立や個人立の幼稚園についても補助することができます。</p>
<p>24. 園の理事会、評議員会を開催することが困難である。開催時期等が遅れた場合、法律や規則等に抵触することはないか。</p>	<p>学校法人の理事会や評議員会の運営については、会の開催の際に理事等が一堂に会して審議・議決を行うことが望ましいですが、私立学校法上は理事会等の開催方法は各学校法人の寄付行為の定めに委ねられており、出席できない理事から議題ごとに委任状をとる等の方法で理事会の定足数を満たすことができる場合は、理事等が一堂に会することは要件となっていません。理事の死亡等により理事会の定足数を満たすことができない場合は、所轄庁に対して仮理事の選任を請求すること等が考えられます。理事会等の運営方法について、詳しくは「東日本大震災の発生に伴う私立学校に定めのある規定の留意点等について（平成23年4月13日付け私学行政課事務連絡）」に示していますので御参照ください。</p> <p>また、私立学校法に定める履行期限との関係で、一定の時期までに理事会等を開催する必要がある場合がありますが、これについては、下記25のとおり、履行期限を延長していますので、こ</p>

	れに応じて理事会等の開催時期を御検討ください。
<p>25. 大震災による影響により会計処理、予算・決算処理が遅れたり、それに伴い行政機関への書類提出が遅れてしまい、法律や規則等に抵触するおそれがあるが、これらについて特例措置はないか。</p>	<p>行政機関に提出する書類については、「東日本大震災の発生に伴う私立学校法及び私立振興助成法における期限の定めのある規定の取扱い（通知）平成23年4月18日付け23文科高第71号」において柔軟な取扱いとする旨通知しています。</p> <p>具体的には、学校法人は、例年、事業年度末日から2月以内（5月31日まで）に決算を評議員会に報告し、財産目録等を作成することとされていますが、今回の震災によりこれによりがたい場合には、6月30日までに行えばよいこととされています。</p> <p>また、私立学校振興助成法に規定する財務計算に関する書類及び収支予算書については、例年6月30日までに提出することとされていますが（昭和51年4月8日付け文管振第153号通達）、今回の震災により、期限までに届けることができない文部科学大臣所轄の学校法人は、8月31日までの間に提出すればよいこととされています。なお、都道府県知事所轄の学校法人においては、上記の取扱いを参考に適切な措置を講じていただくよう都道府県知事にお願いしているところです。詳細は所轄官庁に御確認ください。</p> <p>財産目録等の作成についての上述の取扱いに伴い、事業年度末日から2月以内又は決算後2週間以内のいずれか遅い日までにすべきとされている資産総額の変更登記についても、同様に6月30日又は決算後2週間以内のいずれか遅い日までにすればよいこととなります。なお、登記後に遅滞なく行うこととされている所轄庁への登記事項の変更届出については、従来と変更なく速やかに届けることが必要です。</p> <p>なお、今年度の予算や事業計画等については、本来前年度のうちに作成されるべきものですが、その作業が遅れている場合には、私立学校法等に基づき可能な限り早期に適切な方法で作成し</p>

ていただく必要があります。